

福岡市高速鉄道乗車料金等条例施行規程取扱要綱

(昭 和 5 6 年 4 月 1 日)
(管 理 者 達 第 3 号)

改正 昭和57—管理者達10 昭和58—管理者達6 昭和59—管理者達4
昭和60—管理者達4 昭和61—管理者達5
平成元—管理者達4, 7 平成3—管理者達3 平成4—管理者達5
平成7—管理者達3 平成9—管理者達2, 5, 6
平成10—管理者達1 平成11—管理者達1
平成12—管理者達1, 2 平成13—管理者達1
平成14—管理者達10, 11 平成17—管理者達5 平成18—管理者達2
平成19—管理者達8 平成20—管理者達7 平成21—管理者達1
平成24—管理者達1 平成25—管理者達8、10
平成26—管理者達4 令和元—管理者達7 令和3—管理者達7, 11
令和4—管理者達10 令和5—管理者達9, 11, 14
令和8—管理者達1 令和8—管理者達8

目 次

第1章 総則 (第1条 — 第3条)

第2章 乗車料金 (第4条 — 第6条)

第3章 乗車券の発売

第1節 通則 (第7条 — 第9条)

第2節 定期券の発売 (第10条 — 第14条)

第3節 団体乗車券の発売 (第15条 — 第18条)

第4節 割引乗車券 (第19条)

第4章 乗車券の効力 (第20条— 第23条)

第5章 乗車券の発行 (第24条・第25条)

第6章 乗車券の改札及び回収 (第26条 — 第28条)

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通則 (第29条・第30条)

第2節 乗車変更の取扱い (第31条 — 第33条)

第3節 乗客の特殊取扱い

第1款 通則 (第34条)

第2款 不正乗車 (第35条・第36条)

第3款 紛失 (第37条 — 第41条)

第4款 料金の払戻し (第42条 — 第47条)

第5款 その他の特殊取扱い (第48条 — 第51条)

第8章 持込禁制品の特例等 (第52条—第53条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるものを除くほか福岡市高速鉄道乗車料金等条例施行規程(昭和56年福岡市交通事業管理規程第5号。以下「規程」という。)に規定する乗客の運送上の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(規程適用上の注意)

第2条 乗客の取扱いに当り、適用する規定の解釈に疑義を生じたときは、乗客の利益となるように解釈し、取扱い後速やかにその詳細を上司に報告するものとする。ただし、迅速な処理を必要としない場合は、上司の指示を受けなければならない。

2 乗客の取扱いに当り、規定の解釈又は適用について、駅相互間又は駅と乗務員との間で見解を異にする場合は、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 駅相互間の場合 発駅の取扱いによる

(2) 駅と乗務員との間の場合 駅の取扱いによる

(認印を所持しない場合の処理)

第3条 乗客の認印が必要な場合に、乗客が認印を所持しないときは、別に定めがある場合を除き、自署又はぼ印によつてこれに代えることができる。

第2章 乗車料金

(料金計算上の経路及び営業キロ程の計算に関する例外)

第4条 次の各号に掲げる場合は、規程第12条ただし書及び同第12条の2ただし書の規定に基づき、天神・中洲川端間の乗車に関する乗車料金を徴収しない。

(1) 貝塚駅から呉服町駅までの間で乗車し、天神駅で乗換えの上、祇園駅から福岡空港駅までの間で降車する場合

(2) 福岡空港駅から祇園駅までの間で乗車し、天神駅で乗換えの上、呉服町駅から貝塚駅までの間で降車する場合

(3) 貝塚駅から呉服町駅までの間で乗車し、天神駅及び博多駅で乗換えの上、櫛田神社前駅から橋本駅までの間で降車する場合

(4) 橋本駅から櫛田神社前駅までの間で乗車し、博多駅及び天神駅で乗換えの上、呉服町駅から貝塚駅までの間で降車する場合

(小児とみなす幼児の取扱い)

第4条の2 規程第14条に規定する大人又は小児に伴われずに乗車する幼児とは、次の各号のいずれかに該当する幼児とする。

- (1) 1人で乗車する幼児
 - (2) 親権者、監護者又は親権者若しくは監護者から委任を受けた者のいづれにも該当しない大人又は小児と共に乗車する幼児
 - (3) 大人又は小児から乗車中常に監護されている状況にない幼児
- (団体乗客が所定の人員に満たない場合の取扱い)

第5条 団体乗客の人員が、規程第35条に規定する所定の最低人員に満たない場合であつても、その不足人員に対する団体料金を支払うときは、これを団体として取扱うことができる。

- 2** 前項の不足人員は、団体乗客が大人及び小児混合の場合において、団体を構成する大人及び小児の人員が同数のとき、又は大人の方が多数であるときは大人、その他のときは小児とみなす。

(団体料金の計算方法)

第6条 団体料金の計算方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大人及び小児混合の団体料金は、大人及び小児について各々規程第22条の規定により算出した額を合算した額とする。
- (2) 団体料金の算出において生じた10円未満の端数は、1団体ごとに端数計算する。

第3章 乗車券の発売

第1節 通則

(乗車券の発売場所駅及び発売方法)

第7条 規程第24条第2項に規定する定期券(以下「定期券」という。)は、次の表に掲げる駅及び方法により発売する。

	発売駅	発売方法
(1)	各駅	自動券売機(第3号に規定する自動券売機を除く)
(2)	姪浜駅、西新駅、天神駅、博多駅、貝塚駅及び別府駅	お客様サービスセンター
(3)	橋本駅、野芥駅、福大前駅、薬院駅及び天神南駅	一部の自動券売機

- 2** 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める定期券は、同号に定めるところにより、発売する。

- (1) 新規の通学定期券 前項の表第2号及び第3号
- (2) 規程第32条第2項に規定する通学定期券(以下「実習用定期券」という。) 前項の表第2号

- (3) 管理者が特に必要と認めて発行する磁気定期券 前項の表第2号
- 3** 規程第24条第2項に規定する1日乗車券(以下「1日券」という。)及び団体乗車券(以下「団体乗車券」という。)は、第1項の表第1号、第2号及び第3号に定めるところにより発売する。
- 4** 前3項の規定にかかわらず、定期券、1日券及び団体乗車券を、規程第2条に基づき、クレジットカードその他管理者が認める方法(以下「クレジットカード等」という。)により支払う場合は、第1項の表第2号に定めるところにより発売する。
- 5** 規程第24条第2項に規定する通学割引回数券(以下「通学割引回数券」という。)は、天神駅及び博多駅においてお客様サービスセンターにより、千代県庁口駅において駅窓口により発売する。ただし、クレジットカード等による場合は、天神駅及び博多駅に限り発売する。
- 6** 前各項に規定するもののほか、管理者は、乗車券を発売する場所及び方法について、別に定めることができる。

(乗車券の発売日)

第8条 普通券は、規程第26条の規定にかかわらず、総務部長が、催物等の開催による多数の乗客を予測した場合又は臨時の乗客誘致が企画された場合においては、通用開始日より前に発売することができる。この場合の発売日はそのつど管理者が決定する。

- 2** 前項の規定により発売する場合は、規程第42条第1項の規定にかかわらず、発売駅以外の駅から有効な乗車券を発売することができる。
- 3** 規程第26条第2項第2号の管理者が指定する駅において、管理者が指定する方法により定期券を発売するとは、前条第1項の表第2号による場合とする。

(記入要項不備の通学証明書の取扱い)

第9条 乗客が提出する割引証又は規程第29条に規定する申込書(以下「申込書」という。)の記入事項の訂正部分に発行者の訂正証印のないもの、記入事項に不備のあるもの等にあつては、次に掲げる場合を除き、当該乗客の所持する証明書等によつて確認ができ、かつ、有効として取り扱つても支障のないと認められるときに限りこれを有効として取り扱うことができる。この場合において、当該申込書の余白にその旨を記入し、取扱者の印を押すものとする。

- (1) 有効期間に関係ある記入事項等の不備又は訂正に対する証印のないと

き。ただし、次のいずれかに該当するときは、訂正証印がない場合でも有効として取扱うことができる。

ア 発行年月日を誤つて取扱日の翌日以後としたもの及び年替りの直後において旧年を表示した場合

イ 発行年月日が訂正されているときで、当該申込書が訂正前の発行年月日であつても有効であるとき

(2) 利用者の身分、氏名、年齢等の訂正に対する証印のないとき。ただし、明らかに本人に対して発行されていることが確認できる部分的訂正の場合は、訂正証印がないときでも有効として取扱うことができる。

(3) 発行者の職印がない場合

第2節 定期券の発売

(入学予定又は卒業予定の学生等に対する定期券の発売)

第10条 指定学校の入学予定の学生から通学定期券を購入する目的で申込書の提出があつた場合で、当該申込書が学年の始期(学年の始まる月の初日をいう。以下同じ。)前に交付されたものであるときは、当該申込書に記載された使用開始日とその学年の始期以後の日であるときに限り通学定期券の発売を行うものとする。

2 指定学校の卒業予定の学生等から通学定期券を購入する目的で申込書の提出があつた場合は、申込書に記載された有効期間の最終日とその学年の終わる月の翌月の最終日以前の日であるときに限つて通学定期券の発売を行うものとする。ただし、中等教育学校に準ずる、中学校及び高等学校のうち中学校の卒業予定者は除く。

3 前2項の規定は入学予定又は卒業予定の学生等に対して団体乗車券を発売する場合に準用する。この場合において、前項中「学年の終わる月の翌月の最終日」とあるのは、「学年の終わる月の最終日」と読み替えるものとする。

(通学定期券発売の特例)

第10条の2 規程第32条第1項第2号の規定により、通用期間を過ぎた通学定期券(通用期間終了後3月以内に限る。)を所持する者が、当該定期券を提出したときは、規程第32条第3項を準用する。

(通学証明の有効期間の特例)

第11条 指定学校の休暇前又は休暇中に、次に掲げるところにより発行された申込書は、記載された通用期間の開始日を申込書の発行日とみなして

有効期間を計算するものとする。

- (1) 発行年月日を所定の方法により記入し、発行年月日欄の右方余白に「何月何日から有効」の例により有効期間の開始日を赤書きして学校代表者の職印を押印したもの。
- (2) 有効期間の開始日を発行年月日から2月以内としたもの。
(定期券の一括発売の取扱方)

第12条 削除

(定期券の種類・区間の変更の申出があつた場合の発売)

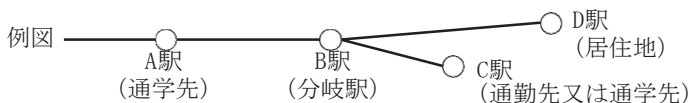
第13条 定期券を所持する乗客から、定期券の種類又は区間の変更の申出があつた場合は、次に掲げる取扱いをすることができる。

- (1) 新たな種類又は区間に対する申込書を收受し、新たに定期券を発売する。
- (2) 乗客の所持する定期券は、第44条の規定により払戻す。
(2枚以上の定期券を併用する場合)

第14条 定期券を所持する乗客が、さらに他の事業所又は指定学校に通うため他の定期券を併用する目的で申込書を提出した場合は、その所持する定期券の券面区間内の分岐駅を居住地の最寄りの駅とみなして、その駅と当該他の事業所又は指定学校の最寄りの駅との区間について通勤定期券又は通学定期券を発売することができる。

2 併用して使用する目的で、同一人物を記名人とする通学定期券及び通勤定期券又は通学定期券及び通学定期券の購入申し込みがあつた場合の定期券の種類の組合せは、次の各号に示す例のうち当該乗車に最も有利となるものによるものとする。

- (1) A駅・C駅(通勤先)間の通勤定期券及びD駅・B駅間の通学定期券
- (2) B駅・C駅(通勤先)間の通勤定期券及びD駅・A駅間の通学定期券
- (3) D駅・C駅(通勤先)間の通勤定期券及びB駅・A駅間の通学定期券
- (4) A駅・D駅間の通学定期券及びB駅・C駅(通学先)の通学定期券



(定期券購入等のための無料乗車取扱い)

第14条の2 乗客から、定期券の購入又は払戻しのために、定期券を発売していない駅から定期券発売駅までの乗車の申し出があつた場合は、その往復について無料乗車の取扱いをすることができる。

2 前項の取扱いは、営業課長が定めるところにより行う。

第3節 団体乗車券の発売

(団体乗車の付添人)

第15条 規程第35条第1号に規定する付添人として取扱うのは、その者が大人であり、かつ、付き添われる団体乗客が、次の各号のいずれかに該当する場合に限るものとし、その人員は団体乗客1人につき1人とする。

(1) 小学校第3学年以下の児童

(2) その他、管理者が付添を必要と認める心身障がい者又は虚弱の者

第16条 削除

(団体乗車の関係駅への通知)

第17条 団体乗車を受付けた管区駅長は関係駅に当該団体乗車に係る乗車時間、乗車人員等の必要事項をあらかじめ通知するものとする。

(団体乗車申込人員等の変更の場合)

第18条 規定第38条に規定する団体乗車申込書の記載内容の変更取扱いは、まだ、団体乗車券を発売していない場合は、申し込みを受付けた駅において行い、既に団体乗車券を発売している場合は、次の各号に定めるところにより行う。

(1) 団体乗客の申込人員等の変更は、第7条第1項及び第3項に規定する団体券発売駅において行う。

(2) 日程及び乗下車駅の変更、乗車人員の増減等の取扱いをするときは、手数料220円を収受して原乗車券を回収のうえ再発行するものとする。

(3) 再度変更後の申込人員等を記載した団体乗車申込書を提出させるものとする。この場合、学生団体においては学校長等の職印は省くことができるものとする。

2 乗車直前に団体乗客の人員が増加した場合で、前項第2号に規定する再発行ができないときは、当該増加した人員については、団体乗車としての取扱いをしない。

3 乗車直前に団体乗客の人員が減少した場合で、第1項第2号に規定する再発行ができないときは、第43条の規定するところにより不乗証明書を発行する。

第4節 割引乗車券

(割引大人普通券及び割引1日券の発売)

第19条 規程第39条第1項の規定による割引大人普通券及び割引1日券の発売を自動券売機又はインターネットにより行うときは、同条第2項に規定する手帳の提示があったものとして取扱う。

2 規程第15条第1項第2号、第4号及び第6号に規定する介護者への割引大人普通券及び割引1日券の発売は、当該介護者が介護を要する者を介護する目的で乗車するときのみ行う。

第4章 乗車券の効力

(改札後発駅で出場する場合の取扱方)

第20条 規程第24条第1項に規定する普通券(以下「普通券」という。)又は規程第24条第2項に規定する回数券(以下「回数券」という。)を所持する乗客が、発駅で改札後、乗車しないで出場する場合は、途中の駅で下車したものととして取扱うものとする。

(団体乗客の途中下車の場合の取扱い)

第21条 団体乗客が途中駅で下車した場合は、当該途中駅は、その旨を関係駅に連絡するものとする。

(改氏名の場合)

第22条 定期券の使用者から定期券の改氏名の申入れがあった場合は、第7条第1項の表第2号に掲げる駅において当該改氏名を証明する書類を確認したうえで定期券の再発行(福岡市高速鉄道ICカード乗車取扱規程(平成21年福岡市交通事業管理規程第3号。以下「IC規程」という。)第2条第8号に規定するIC定期券(以下「IC定期券」という。)にあっては氏名の書換え)を行わなければならない。

(乗車券を無効とする場合の特例)

第23条 規程第48条、同第49条及び同第49条の2の規定は、乗客に悪意がないと認められるときは適用しない。

2 普通券若しくは回数券による乗越し又は定期券による規程第64条第1項に規定する別途乗車については、乗客が、自動精算機又は自動改集札機のうち2枚処理が可能な自動改集札機(以下「2枚処理対応自動改集札機」という。)により精算を行ったときに限り、事前に係員の承諾を得たものとして取扱う。

(介護者用割引通勤定期券を無効とする場合の特例)

第23条の2 介護者用割引通勤定期券を使用する者が、被介護者を介護して乗車した後、自宅等へ戻るために乗車する場合又は被介護者を迎えに行くために目的の駅まで乗車する場合は、当該定期券は介護のために使用するものとして取り扱うものとする。

第5章 乗車券の発行

(字模様の印刷)

第24条 規程第51条に規定する乗車券(IC定期券及び無料乗車券を除く。)の字模様の色彩は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 普通券 淡赤色
- (2) 定期券 淡紫青色又は淡赤色
- (3) 回数券 淡赤色
- (4) 団体乗車券 淡紫青色
- (5) 自動券売機で発売する団体乗車券 淡赤色
- (6) 自動券売機で発売する1日券 淡赤色

(乗車券の再発行)

第25条 第22条、第27条若しくは第39条又は規程第44条の規定により定期券を再発行する場合は、乗客から規程第44条第5項に規定する申請書及び原定期券又は相当証明書を受け取り、それらを確認のうえ、次に掲げるところにより定期券を再発行する。

- (1) 券面表示事項については、原定期券のとおりとする。ただし、原定期券が誤って発行されていたときは正当なものを記入する。
- (2) 発行年月日については、再発行の年月日を記入する。

第6章 乗車券の改札及び回収

(乗車券の改札の目的及び方法)

第26条 乗車券の改札を行うに当っては、乗客が適切に乗車できるように発車時刻、乗車列車、乗換駅等必要な事項を案内するとともに、乗車券の確認等については次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 乗車券の発着駅名、日付、通用期間等を確認する。
- (2) 使用者に対し特別の制限のある乗車券については、その使用資格を有する者(以下「有資格者」という。)であることを確認する。

2 団体乗客の改札に当っては、引率者と立合いのうえ、その人員を確認しなければならない。

(乗車券改札の場合の処理)

第27条 乗車券の改札に際して、無効のものを発見した場合は、これを回収しなければならない。

2 定期券又は団体券の改札に際して、日付印の誤なつ、券面表示事項の誤記入、料金の誤計算その他誤って発行された乗車券及びき損又は汚損した乗車券を発見した場合で、当該乗車券が有効のものであるときは、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定めるところにより取り扱わなければならない。

- (1) 定期券の場合 第7条第1項の表第2号に掲げる駅及び方法において、第25条に規定するところにより再発行する。
- (2) 団体乗車券の場合 発見した駅において、第43条第4号に規定する不乗証明書の記事欄にその要旨を記入して交付するものとし、料金の相違については、次に掲げるところにより取扱う。この場合において、当該取扱いを行った駅は、団体乗車券の発行駅に要旨を通知しなければならない。
 - ア 料金の收受を必要とするときは、着駅において收受する。
 - イ 料金の払戻しを必要とするときは、不乗証明書の記事欄にその要旨を記入して交付し、第7条第1項の表第2号に掲げる駅及び方法において払戻しの取扱いを受けさせる。

(回収した定期券の返還)

第28条 規程第49条第1項の規定により回収した定期券で、その使用が記

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通則

(追徴又は払戻しを行う場合の料金の計算)

第29条 料金の追徴又は払戻しを行う場合は、各券片ごとに計算するものとする。

(払戻し額が手数料の金額に不足する場合)

第30条 料金の払戻しを行う場合において、払戻し額が手数料の金額に満たないときは、払戻しを行わないものとする。

第2節 乗車変更の取扱い

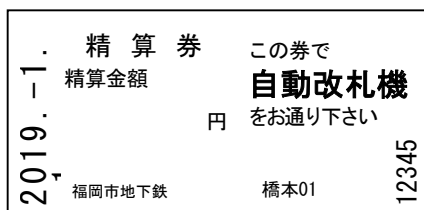
(乗越し、団体乗車券の変更又は別途乗車の取扱い)

第31条 乗越し、団体乗車券の変更又は別途乗車の取扱いは、最終下車駅において自動精算機又は2枚処理対応自動改札機により行う。

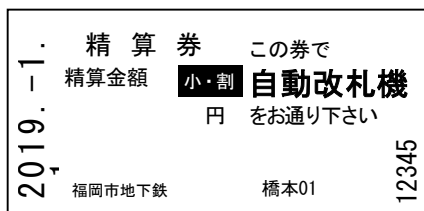
2 前項の自動精算機で使用する精算券の様式のひな形は、次のとおりとする。

(1) 裏面磁気情報を有する乗車券の場合

ア 大人用

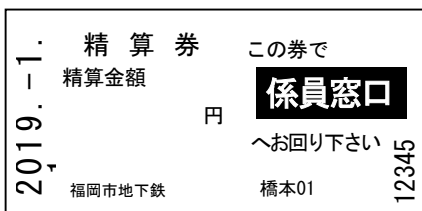


イ 小児用・大人割引用

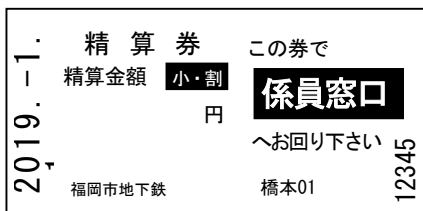


(2) 裏面磁気情報を有しない乗車券の場合

ア 大人用



イ 小児用・大人割引用



(回数券による別途乗車の取扱い)

第31条の2 別途乗車として料金を収受する場合にあつては、別途乗車を開始した駅を発駅として、回数券を収受することができる。

(団体乗車券の変更の取扱い)

第32条 規程第62条の規定による団体乗車券の変更は、乗車駅に事前に申し出があつたときに限り承諾を行うものとする。

(団体乗客の一部から乗越し等の申し出があつた場合の取扱い)

第33条 団体乗客の一部から乗越し、又は方向変更の申し出があつた場合は、団体乗車券の券面に表示された区間外の区間については、別途乗車として、別に普通料金を収受する。ただし、この取扱いは変更を希望する乗客が当該団体乗車券による団体乗客の一部であることが確認できるときに限る。

第3節 乗客の特殊取扱い

第1款 通則

(料金の異例払戻しの取扱い)

第34条 乗客から料金の払戻しの請求があった場合の取扱いについて、この要綱に規定がない場合又はこの要綱の規定によりがたいと思われるときは、営業課長の指示を受けるものとする。

第2款 不正乗車

(定期券不正使用が2以上の事由に該当する場合)

第35条 定期券又は無料乗車券を不正に使用した場合で、当該不正使用が規程第49条第1項各号又は同第49条の3第1項各号のうち2以上に該当するときは、規程第70条又は同第70条の3に規定する表中最も高額となる計算方によってこれを取扱うものとする。

(料金及び割増料金の減免)

第36条 規程第69条、同第70条、同第70条の2又は同第70条の3の規定により料金及び割増料金を収受する場合で駅務管理課長が特別の理由があると認めるときは、当該料金及び割増料金の額を減免することができる。

第3款 紛失

(再収受証明書の交付)

第37条 規程第71条第3項に規定する再収受証明書の交付は、料金及び割増料金を収受した駅において行うものとする。

(重複購入定期券の払戻しの取扱い)

第38条 乗客が何らかの理由により定期券を重複購入した場合でその不用なものについて払戻しの請求をしてきたときは、新に購入した定期券の払戻しの取扱いをするものとする。

2 前項の規定による払戻し額は、当該定期券の日割額に経過日数(払戻し請求当日を含む。)を乗じ、規程第13条の規定により端数計算した額に手数料220円を加えた額を既に収受した料金から差し引いた額とする。

(災害等による定期券の再発行)

第39条 火災、水害その他の災害により定期券を紛失した乗客が、所轄官公署の証明書類を提出して定期券再発行を請求した場合は、乗客に悪意がないと認められ、かつ、その事実が証明できるときに限って、定期券を再発行することができる。ただし、盗難により喪失した場合はこの限りでない。

(再収受した料金の払戻し額)

第40条 規程第72条の規定により割増料金等の払戻しを請求する乗客に対しては、再收受証明書に記載された金額から普通券にあつては1枚につき手数料210円を、団体乗車券にあつては1枚につき手数料220円を差し引いた残額を払戻すものとする。

(団体乗車券再発行の取扱い)

第41条 規程第73条の規定により、団体乗車券の再発行を行う場合は、団体乗車券の紛失の事実及び規程第74条第1項の規定による払戻しが行われていない事実を確認しなければならない。この場合において再発行の取扱いは第7条第1項の表第2号に掲げる駅及び方法において行う。

2 前項の規定にかかわらず乗車直前又は乗車後に団体乗車券の再発行の申し出があつた場合は、乗車直前のときは乗車駅、乗車後のときは降車駅において第43条第1号及び第4号に規定する不乗証明書を次の印を押し再発行団体乗車券として交付するものとする。この場合において手数料220円は自動精算機により収受し、精算券を当該再発行団体乗車券に添付するものとする。

再発行団体券

3 第1項に規定する紛失の事実が認定できないときは新たに団体料金を収受するものとする。この場合において、乗客から請求があつたときは、規程第71条の規定により、再收受証明書を発行する。

4 第2項に規定する場合で、団体乗客に不乗人員があるときは、再発行団体乗車券に不乗証明を行うものとする。

第4款 料金の払戻し

(改札後の乗車券の払戻し)

第42条 乗客が何らかの理由により乗車券を重複購入した場合の当該重複した乗車券(ICカードにより交換した普通券を除く。)の払戻しについては、規程第74条の規定を準用するものとする。この場合において、同条第1項中「発売駅」とあるのは「発売駅又は着駅」と読み替えるものとする。

2 改札後間もなく列車が出発したため乗車できなかった場合で、直ちに当該普通券を係員に提示したときは、料金の払戻しを行うことができる。この場合において、普通券1枚につき210円の手数料を収受するものとする。

(団体乗車券発売後に人員が減少した場合の取扱い)

第43条 団体乗車券発売後、団体乗客の人員が減少した場合で第18条の規定による変更の取扱いをするいとまのないときは、次の各号に掲げるところにより取扱うものとする。

- (1) 不乗証明書を発行し、当該団体乗車券をそのまま使用させ、団体乗客の乗車終了駅に減少した人員を連絡する。
- (2) 団体乗客中の減少した人員については、料金の払戻しを行うものとする。ただし、団体を構成する人員が規程第35条各号に規定する最低人員に満たなくなるときは、その最低人員に至るまで減少した人員についてのみ払戻しを行う。
- (3) 減少した人員に対する料金の払戻し額は、既に収受した団体料金の額から減少した人員を除外した人員について計算した団体料金の額及び手数料220円を差し引いた額とする。
- (4) 第1号に規定する不乗証明書の様式は次のとおりとする。

不 乗 証 明 書

甲（交付用）

乗車券番号及び 乗車券発行駅名	No.	駅発行	
乗車月日	月	日	
乗車区間	駅	駅間	
種別	申込人員	実乗車人員	不乗人員
学 生	大人		
	小児		
普 通	大人		
	小児		
団体名	様		
上記のとおり証明します。 <u>記事欄</u>			
年 月 日			
福岡市交通局 駅			

- [注意] 1. この証明書は、発行日から翌日1年間有効です。
2. 払い戻しの際は、手数料 円いただきます。

（定期券の種類・区間変更があった場合の払戻し）

第44条 第13条に規定する場合において、当該乗客が既に所持する定期券について定期料金の払戻しの請求があった場合は、当該定期券を回収し、払戻し額の算出については第38条第2項の規定を準用するものとする。

（使用者死亡の場合の定期料金の払戻し）

第45条 定期券を使用する乗客が死亡した場合において、その遺族等から定期料金の払戻しの請求があったときの払戻しの取扱いについては、医師の診断書又はこれに類する証明書を収受し確認するほか、規程第75条の規定を準用する。この場合において「乗客」とあるのは「乗客の遺族等」と読み替えるものとする。

(団体乗客の旅行中止による払戻し)

第46条 団体乗客を構成するものの一部又は全部が、改札後乗車を中止した場合で、乗車を中止した理由が、規程第76条第1項に規定する事由又は営業課長が特にやむを得ないと認める事由であるときは、料金の払戻しを行うことができる。

2 前項の規定により行う払戻しの額は、当該団体の全行程に対する1人当たり団体料金に乗車中止人員を乗じて端数計算した額から、実際乗車区間に対する無割引の普通料金に乗車中止人員を乗じた額及び手数料220円を差し引いた額とする。

(通用期間の延長の取扱い)

第47条 規程第77条第1項並びに同第78条第2項及び第4項の規定により通用期間の延長の取扱いを行う場合は乗車券に次のように押印又は記載するものとする。



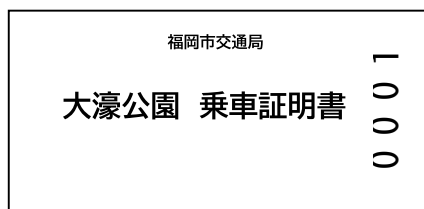
第5款 その他の特殊取扱い

(乗車駅証明書の発行)

第48条 列車が運行しているにもかかわらず、停電等のため自動券売機による普通券の発売が不能となった場合は、その駅から乗車する普通券購入申込者に対しては、乗車駅証明書を発行し、着駅で料金の収受を行うものとする。

2 前項に規定する乗車駅証明書の様式のひな形は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 大人用



(2) 小児用

福岡市交通局	
大濠公園 乗車証明書	1000
小・割	

(遅延証明書)

第49条 事故その他の理由により列車が遅延した場合において、乗客からその証明の申し出があったときは、その事実を確認したうえ、遅延証明書を発行しなければならない。

2 前項に規定する遅延証明書の様式は、次のとおりとする。

遅延証明書	
本日は列車が遅延し大変ご迷惑をおかけしました。 あなたご乗車の列車は、約 分遅延したことを 証明いたします。	
年	月 日
福岡市交通局	
駅	

(回数券の未使用の取扱い)

第50条 規程第77条第3項及び同第78条第2項の規定により未使用扱いを行う場合には、回数券に次のように押印又は記載するものとする。



(運行休止の場合の回数券の通用期間の延長)

第51条 規程第81条の2の規定により回数券の通用期間を延長する場合は、当該回数券を、運行休止が終了した日の翌日から通用期間が開始する回数券と引き換えるものとする。

第8章 持込禁制品の特例等

(列車内に持ち込むことができる小動物)

第52条 規程第85条第2号の規定により列車内に持ち込むことができる小動物は、子犬、猫、小鳥又はこれらに類する小動物(猛獣及びへびの類を除く。)であつて、容器に完全に収納したものとする。

(手回り品の範囲の特例)

第53条 列車の運行等に支障が生じるおそれがない場合には、乗客は、次に掲げるものを持ち込むことができる。

- (1) 長さが制限を超える運動用具又は娯楽用具等(専用の袋に収納したものに限る。)であつて、車内において立てて携帯できる程度のもの
- (2) 重量の制限を超えるもので車内の網だな等に収納することができ、かつ、座席又は通路をふさがない程度のもの

附 則

この要綱は、福岡市高速鉄道乗車料金等条例(昭和56年福岡市条例第31号)の施行の日から施行する。

附 則(昭和57年7月1日管理者達第10号)

この要綱は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則(昭和58年3月15日管理者達第6号)

この要綱は、昭和58年3月15日から施行する。

附 則(昭和59年4月1日管理者達第4号)

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年6月1日管理者達第4号)

この要綱は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則(昭和61年11月12日管理者達第5号)

この要綱は、昭和61年11月12日から施行する。

附 則(平成元年4月1日管理者達第4号)

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成元年6月1日管理者達第7号)

この要綱は、平成元年6月1日から施行する。

附 則(平成3年4月1日管理者達第3号)

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年12月1日管理者達第5号)

この要綱は、平成4年12月1日から施行する。

附 則(平成7年5月8日管理者達第3号)

この要綱は、平成7年5月8日から施行する。

附 則(平成9年4月1日管理者達第2号)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年6月1日管理者達第5号)

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

附 則(平成9年8月1日管理者達第6号)

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則(平成10年9月30日管理者達第1号)

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成11年4月1日管理者達第1号)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月1日管理者達第1号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年7月24日管理者達第1号)

この要綱は、平成12年7月24日から施行する。

附 則(平成13年3月22日管理者達第1号)

この要綱は、平成13年3月26日から施行する。

附 則(平成18年4月1日管理者達第2号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月8日管理者達第8号)

この要綱は、平成19年9月8日から施行する。

附 則(平成20年1月28日管理者達第7号)

この要綱は、平成20年1月28日から施行する。

附 則 (平成21年3月7日管理者達第1号)

この要綱は、平成21年3月7日から施行する。ただし、第36条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年1月16日管理者達第1号)

この要綱は、平成24年1月16日から施行する。

附 則 (平成25年4月25日管理者達第8号)

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則 (平成25年10月31日管理者達第10号)

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日管理者達第4号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月19日管理者達第7号)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日管理者達第7号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月1日管理者達第11号)

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月1日管理者達第11号)

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月12日管理者達第10号)

この要綱は、令和5年3月27日から施行する。

附 則 (令和5年1月20日管理者達第9号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月8日管理者達第11号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月16日管理者達第14号)

この要綱は、令和5年12月16日から施行する。

附 則 (令和7年10月2日管理者達第1号)

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。

附 則 (令和8年4月1日管理者達第8号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。